

## 阿久比町オープンデータ利用規約

阿久比町オープンデータ利用規約（以下「本規約」という。）は、阿久比町（以下「本町」という。）が提供するオープンデータの利用についてルールを定めたものです。本町のオープンデータを利用するには、本規約に従っていただくようお願いします。

### 1 本利用規約の承諾等について

本町のオープンデータの利用をもって本規約の内容を承諾いただいたものとみなします。本規約の内容は、必要に応じて予告なしに変更する場合があります。利用の際は、必ず最新の内容を確認してください。

### 2 提供するオープンデータについて

提供するオープンデータは、あくまでも公開時点におけるものであり、全てのオープンデータについて、予告なしに内容の変更又は削除を行う可能性があります。

### 3 オープンデータの利用について

- (1) オープンデータの利用にあたり本町の承諾及び利用料は不要です。
- (2) オープンデータの利用者（以下「利用者」という。）は、オープンデータを利用して他の人権若しくは権利を損なう行為、安全を脅かす行為は行わないでください。また、不法行為、公序良俗に反する行為に利用しないでください。

### 4 適用範囲

- (1) 本町は、オープンデータの利用ルールとして、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスを採用します。
- (2) 本規約は、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスが付与されているオープンデータ（以下「データ」という。）について適用します。

### 5 クレジット表記について

データの利用にあたっては、次のようなクレジットを表記してください。

(【】内の部分は利用者において記載してください。)。なお、ライセンスのURLは文字で記載するのではなく、「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示 4.0 国際」の部分などにハイパーリンクを貼る方法で提供することも可能です。

(1) ライセンスされている著作物を改変せずに、そのまま複製して利用される場合は次のとおり表記してください。

(記載例)

【ライセンスされている著作物のタイトル】、阿久比町、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示 4.0 国際

(<http://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>)

(2) ライセンスされている著作物を改変して利用される場合は、編集・加工等を行ったことも記載してください。編集・加工等を行ったデータを、あたかも本町が作成したかのような態様で公表・利用することを禁止します。

## 6 免責事項について

(1) データについては、様々な注意を払っていますが、その内容の完全性・正確性・有用性・安全性等のいかなる保証を行うものでもありません。また、本町の活動に関するデータの一部であって、その全てを網羅するものではありません。

(2) データについては、継続的な提供を保証するものではありません。

(3) データを利用したこと、利用できなかったこと、データに基づいて利用者が下した判断及び起こした行動により、いかなる結果が発生した場合においても、本町はその責任を負いません。

(4) データを掲載しているホームページのサイト（以下「サイト」という。）のURLは、トップページを含めて事前に予告することなく変更を行う可能性があります。サイトに掲載するデータの改変、更新、削除やサイトのURLの変更により発生するリンク切れ等表示に関わる不具合、その他一切の影響や利用者に発生する損害について本町はその責任を負いません。

(5) データの中には、第三者が著作権その他の権利を有している場合（肖像権・パブリシティ権等。）があります。第三者が著作権を有して

いる箇所や、第三者が著作権以外の権利を有している箇所については、特に権利処理済であることが明示されているものを除き、利用者の責任で、当該第三者から利用の許諾を得るものとします。なお、データの中の第三者が権利を有している部分の特定・明示等は、原則として行っておりませんので注意してください。

- (6) 利用者の本規約違反又は利用者による第三者の権利侵害に起因若しくは関連して生じた全ての苦情や請求については、利用者自身の費用と責任で解決するものとし、本町は一切責任を負いません。

## 7 利用規約違反への対応

本規約に違反するような行為等を発見された場合には、本町まで連絡をお願いします。

## 8 その他

- (1) 本規約は、日本国法に従って解釈・適用されるものとします。
- (2) また、本町と利用者の間でと利用者の中で、対象データの利用に関して紛争が生じた場合には、相互が満足できる解決を図るため誠実に対応することとします。なお、上記対応により解決がなされず、司法的判断を求める場合には、司法的判断を求める場合には、本町の所在地を所管する地方裁判所を第一審の専属的な合意管轄裁判所とします。

この規約は、令和3年3月1日から適用します。